

わかやま脱炭素アクション創出業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

和歌山県（以下「県」という。）では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、県民一人ひとりが、日々の暮らしの中で気候変動の現状や脱炭素の必要性に気づき、「自分ごと」として脱炭素に取り組むきっかけを作るため、環境配慮行動を促進する「わかやま脱炭素アクション創出事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

1 事業名

わかやま脱炭素アクション創出業務委託

（1）事業の趣旨・目的

脱炭素社会の実現に向けては、県民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくことが重要であり、県では、脱炭素型の消費行動にポイントを付与する取組みを通じて、県民の脱炭素への意識改革・行動変容を促進する。

具体的には、小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通・使用等のライフサイクルの各過程における CO2 排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に対して脱炭素ポイントを上乘せ付与し、脱炭素に資する商品・サービスの選択を促進する。

（2）事業内容

別添「わかやま脱炭素アクション創出業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（3）委託上限額 20,900 千円(税込) ※脱炭素ポイント原資充当金を除く

2 参加資格

提案できる者は、次の要件を全て満たす者又は複数の者が共同する共同事業体とする。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （3）和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

る者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- （５）債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- （６）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。
- （８）国税及び都道府県税について滞納がないこと。
- （９）共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- （10）申請日現在において、1 年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、本プロポーザルに参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書等により確認できること。
- （11）共同事業体で応募する場合は代表する者を定めること。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 7 年 4 月 2 8 日（月）
実施要領等に関する質問締切	令和 7 年 5 月 9 日（金）まで
質問への回答	令和 7 年 5 月 1 2 日（月）まで
応募申請提出締切	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）必着
企画提案書等提出締切	令和 7 年 5 月 2 3 日（金）必着
選定委員会	令和 7 年 5 月 2 6 日（月）～ 3 0 日（金）のうち 1 日（予定）
選定結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに行います。

4 質問

プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式 1）を提出すること。

（１）受付期間

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）から令和 7 年 5 月 9 日（金）

（２）受付時間

土日・祝日を除く日の 9 時から 17 時 45 分までの間（最終日にあっては 17 時 00 分まで）

（３）提出先

12 に示すとおり

（４）提出方法

電子メールにより上記受付期間及び受付時間内必着にて提出すること。

なお、受領確認を脱炭素政策課あてに電話にて行うこと。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和7年5月12日（月）までに和歌山県脱炭素政策課ホームページ内にて公開する。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/index.html>)

なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

5 応募申請書類の提出

本プロポーザルへ応募する場合は、次に掲げる書類を提出してください。ただし、応募申請書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しを提出すれば、書類④～⑨の提出を省略することができます。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙）を参照してください。

- ① 応募申請書（様式2）・・・1部
- ② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式3）・・・1部
- ③ 団体の概要に関する調書（様式4）・・・1部
- ④ 役員等に関する調書（様式5）・・・1部
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1部
- ⑥ 登記事項証明書・・・1部
- ⑦ 印鑑証明・・・1部
- ⑧ 国税に未納の税額がないことの証明書・・・1部
- ⑨ 都道府県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書・・・1部

⑩ 共同企業体（JV）にあつては、共同企業体協定書の写し・・・1部

- (1) 提出期限 令和7年5月13日（火）17時00分まで
- (2) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く。）
- (3) 提出時間 9時00分から17時45分まで（最終日は17時00分まで）
- (4) 提出先 12に示すとおり
- (5) 提出方法

持参、郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。

郵送により提出した場合は、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

(6) その他

応募申請後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式6）を電子メールにより上

記の提出期限内必着にて提出することとし、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書類

上記5の応募申請書類を提出した者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ① 企画提案書（様式7、別紙様式任意）…正1部、副（写し）5部
- ② 見積書（様式8、別紙様式任意）…正1部、副（写し）5部
- ③ 業務実績表（様式9）…1部

及び①～③のPDFデータ

(2) 提出期限 令和7年5月23日（金）17時00分まで

(3) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く。）

(4) 提出時間 9時00分から17時45分まで（最終日は17時00分まで）

(5) 提出先 12に示すとおり

(6) 提出方法

ア. 書類

持参、郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。

なお、郵送により提出した場合は、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

イ. PDFデータ

電子メールにより上記の提出期限内必着にて提出することとし、受領確認を提出先あて電話にて行ってください。

なお、データ容量が8MBを越える場合は、別途送付用URLをお送りしますので、提出先へ電子メールにより依頼してください。

(7) 留意事項

ア. 企画提案書は、表紙・目次を除きA4版オールカラーで30ページ以内としてください。

イ. 見積書は、「一式」などのあいまいな表現ではなく、実施する業務項目が分かるように細かく記述してください。なお、原則A4版としますが、視認性の確保の観点から必要であれば、A3版も可能です。

ウ. 見積書の宛名は「和歌山県知事」としてください。

7 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対し応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類等に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

提出期限、提出先及び提出方法が適合しない場合は、無効とします。

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の応募提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

(軽微なものを除く。)

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

8 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

9 審査・選定方法等

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

なお、選定委員会では、(3) 審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

(2) 選定委員会

- ① 実施日：令和7年5月26日（月）～30日（金）のうち1日（予定）
- ② 実施時間・場所：別途通知します。
- ③ 実施方法：対面またはオンライン
- ④ プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）：30分以内
プレゼンテーション 20分以内
選定委員からの質疑 10分程度
- ⑤ 注意事項：
 - ・ プレゼンテーション参加者は、1提案者あたり3名までとします。
 - ・ 企画提案書類等の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
 - ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
 - ・ 実施方法等を変更する場合は、提案者に事前に通知します。

(3) 審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、別紙の審査基準に基づき数値（得点で評価し、委託候補者を選定する。

(4) 委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、選定委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を委託候補者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な提案者を委託候補者とします。

応募者が1名のみの場合、審査結果において基準点(6割)を満たすときは、当該応募者を委託候補者とします。基準点に満たないときは、再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、速やかに文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県脱炭素政策課ホームページ内にて公表します。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/index.html>)

- ①委託候補者の名称及び評価点
- ②次点以下の者の評価点（提案者は公表しない）

10 委託契約について

選定委員会で選定された委託候補者と条件等について協議の上、委託業務仕様書案の内容を確定し契約を締結します。

協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがあります。

11 業務の適正な実施に関する事項

（１）業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

（２）個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

（３）守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

（４）財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになります。

12 書類提出先及び問合せ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1－1

和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課（担当：山田）

TEL 073-441-2674（直通）

FAX 074-433-3590

E-mail e0320003@pref.wakayama.lg.jp